

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 52

府省庁名 国土交通省

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）
要望項目名	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>下記に掲げるもののうち、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得されたもの</p> <p>① 水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設又は同条第3項の指定地域特定施設等のし尿浄化槽のうち、地方税法施行規則附則で定める沈澱又は浮上装置等</p> <p>② 水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、地方税法施行規則附則で定める油水分離装置等</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>新設の場合：固定資産税の課税標準となるべき価格の1/3</p>
関係条文	<p>地方税法附則第15条第2項</p> <p>同法施行令附則第11条第4項</p> <p>同法施行規則附則第6条第9項</p>
減収見込額	<p>[初年度] - (▲392)</p> <p>[平年度] - (▲1603)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>

ページ

52-1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>【し尿浄化槽関係】</p> <p>し尿浄化槽は、各事業場等から発生する汚水を処理し、公共用水域の水質保全を図るために設けられるものであり、こうしたし尿浄化槽の整備の促進を通じて、公共用水域の水質保全を図ることが本特例措置の政策目的である。</p> <p>【廃油処理施設関係】</p> <p>船舶廃油処理施設は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出を規制する国際条約であるMARPOL条約の内容を的確に実施するために国内法化したもの）の趣旨に鑑み、海洋汚染防止の一環として船舶から油の排出が原則として禁止されていることに対応して、船舶において生じた不要な油（廃油）を受入処理するための施設であり、海洋環境の保全のためには同施設の整備・維持を図っていく必要がある。また、自動車整備業は事業の性質上、汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、公共用水域の汚濁を防止するための廃油処理装置等を設置する等の手段を講じており、公害防止の観点から設置事業者を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【し尿浄化槽関係】</p> <p>近年、公共用水域の水質保全の必要性が高まってきており、水質基準の強化が社会的に求められているところ。水質汚濁防止法においては、一定規模以上のし尿浄化槽について通常の排水基準よりも厳しい水質基準が課せられることになっているが、平成13年7月に水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加されたほか、18年12月にも上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたことにより、今後も新たなし尿浄化槽の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>また、環境基本法第22条で、国は環境負荷活動を行う者に経済的な助成措置を講ずるよう努めることとされており、国の責務として本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>更に、し尿浄化槽の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担となるとともに、その施設そのものは収益性の低い施設であるため、し尿浄化槽の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、法令による規制の他、本特例措置の延長により、し尿浄化槽への投資を行うように誘導させることが必要である。</p> <p>【廃油処理施設関係】</p> <p>船舶廃油処理施設は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、海洋汚染防止の一環として船舶から油の排出が原則として禁止されていることに対応して、船舶において生じた不要な油（廃油）を受入処理するため必要不可欠な施設であり、極めて公共性が高いものである。また、自動車整備業では公共用水域の汚濁を防止するため、事業者に対して廃油処理装置の設置を指導し、公害防止を図っていることから、地球環境を守るため必要な施策である。</p>
<p>本要望に対する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【し尿浄化槽関係】</p> <p><社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）> 第2章 社会資本整備のあるべき姿 2. 各プログラムの内容 プログラム7. 健全な水環境を再生する ○実施すべき事業・施策（水質の改善）</p> <p>良好な水質を確保するため、汚水処理施設の整備を推進するとともに、雨天時に尿尿を含む未処理下水が放流されることによる水質汚濁や悪臭などが問題となっている合流式下水道について、その汚濁負荷を分流式下水道並みに改善するよう支援していく。</p> <p>公共用水域のうち、特に水質改善が遅れている湖沼や閉鎖性海域については、地方自治体・下水道管理者・河川管理者等の流域の関係者による適切な役割分担の下、下水道施設の整備や富栄養化の原因となる窒素やりんを除去する高度処理を推進するとともに河川の水質浄化事業等の取組を実施していく。</p> <p>【廃油処理施設関係】</p> <p>我が国が締結している国際条約であるMARPOL条約において、締結国は船舶廃油の受入施設を確保するという義務が課せられているため、それを受けて国内においては、執行力を担保するために、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が制定されており、国際条約及び国内法によって明確に位置づけられている。</p>
	政策の達成目標	<p>【し尿浄化槽関係】</p> <p>汚水処理設備等の適切な設置がなされることによって公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p> <p>【廃油処理施設関係】</p> <p>海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理装置の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し公害の防止を図ることを目標としている。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間）
	同上の期間中の達成目標	<p>【し尿浄化槽関係】</p> <p>汚水処理設備等の適切な設置がなされることによって公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p> <p>【廃油処理施設関係】</p> <p>海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図ることを目標としている。</p>
政策目標の達成状況	<p>【し尿浄化槽関係】</p> <p>○し尿浄化槽の設置実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度は101基、H23年度は96基 <p>し尿処理施設の整備は、公共用水域の水質の保全に寄与しており、今後も引き続き、公共用水域の水質を保全する必要がある。</p> <p>【廃油処理施設関係】</p> <p>廃油処理施設等の整備は公害の防止に寄与しており、今後も引き続き公害を未然に防止する必要がある。</p>	
ページ	52—3	

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【し尿浄化槽関係】 既存のし尿浄化槽は全国に相当数あり、平成 24・25 年度に新たに設置される数はそれぞれ 97 台と見込んでいる。</p> <p>【廃油処理施設関係】 適用見込事業者数：約 250 業者（港湾局約 10 業者、自動車局約 240 業者） 課税期間：2 年間（26 年度～27 年度） 適用事業者の範囲：約 7.4 万業者（港湾局約 120 業者、自動車局約 7.4 万業者）</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>【し尿浄化槽関係】 公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響が大きい。そのため、公共用水域の水質改善のためには、生活排水対策が重要となってくる。本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであり、効果は高いといえる。</p> <p>【廃油処理施設関係】 申請・許可事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、水質汚濁防止法及び地方自治体の条例に従い各事業者から排出される汚水の処理を適切に行うために必要となる油水分離装置等の設置により、事業者には新たな負担が生じることとなる。本特例措置により、事業者の負担が軽減され設置が促進される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>【し尿浄化槽関係】 し尿浄化槽は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公害防止の取り組みをより加速するインセンティブが必要となるが、この措置として個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であることから、税制上の特例措置によることが妥当である。 また、対象となるし尿浄化槽は法律で位置づけられたものに限定されており、必要最小限の対象に限定している。</p> <p>【廃油処理施設関係】 補助金等による一度のみの補助に比べ、廃油処理施設に対する固定資産税を軽減することは、施設の維持に係るランニングコストを低減することができ、当該税制の対象施設の長期間にわたる稼働を可能とする。このことにより、汚水や廃油による汚染を防止する政策目的の達成に資する。</p>
ページ	52—4	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【し尿浄化槽関係】 <過去5年間の本特例措置の適用実績> 平成19年度：187基 平成20年度：147基 平成21年度：93基 平成22年度：101基 平成23年度：96基</p> <p>【廃油処理施設関係】 海洋汚染防止の観点から、船舶において生じた不要な油（廃油）を着実に処理するべく、公共性の高い施設を整備・維持するための特例措置を講じ、地球環境の保護を図っている。 また、自動車分解整備業において、事業場から発生する汚水や廃油による公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐことにより、地球環境を保護し、公害の防止に寄与している。</p> <p><過去5年間の本特例措置の適用実績> 平成19年度：341台 平成20年度：303台 平成21年度：224台 平成22年度：284台 平成23年度：229台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置</p> <p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用総額（千円） 646,712,528の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>【し尿浄化槽関係】 公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響が大きい。そのため、公共用水域の水質改善のためには、生活排水対策等が重要となってくる。本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであり、効果は高いといえる。</p> <p>【廃油処理施設関係】 申請・許可事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、水質汚濁防止法及び地方自治体の条例に従い各事業者から排出される汚水の処理を適切に行うために必要となる油水分離装置等の設置により、事業者には新たな負担が生じることとなるが、本特例措置により、事業者の負担が軽減され設置が促進される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>【し尿浄化槽関係】 必要な事業場に100%除害施設が設置されるなど、汚水処理設備等の適切な設置がなされることにより公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p> <p>【廃油処理施設関係】 海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図ることを目標としている。</p>
<p>ページ</p>	<p>52—5</p>

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>【し尿浄化槽関係】 ○し尿浄化槽の設置実績 ・ H22年度は101基、H23年度は96基 し尿処理施設の整備は、公共用水域の水質の保全に寄与しており、今後も引き続き、公共用水域の水質を保全する必要がある。</p> <p>【廃油処理施設関係】 廃油処理施設等の整備は、公害の防止に寄与しており、今後も引き続き公害を未然に防止する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【し尿浄化槽関係】 創設 昭和51年度（非課税） 延長 昭和54、57、59、61、63、平成2、4、6、8（非課税措置の廃止）、10、12、14、16、18、20、22（し尿浄化槽の課税標準を6分の1から3分の1へ縮減）、24年度</p> <p>【廃油処理施設関係】 昭和51年度の時限措置化以降概ね2年毎の延長（昭和54、56、58、60、61、63、平成2、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、24年度）、平成4年度（優良更新：非課税→1/2）、平成8年度（新規施設：非課税→1/6）、平成14年度（優良更新：1/2→2/3）平成22年度（新規施設：1/6→1/3、優良更新：2/3→なし）</p>
<p>ページ</p>	<p>52—6</p>